

# 大阪高裁での審理始まる ～幸福の科学学園・関西校の建築裁判～

幸福の科学学園・関西校の校舎・寄宿舍棟の除去・使用停止等の義務付けを大津市に求める訴訟(以下、建築裁判)は、大阪高裁にて第1回(2017年9月28日)、第2回(2017年12月18日)口頭審理が開催されました。口頭審理では弁護団による控訴主旨の説明、控訴人代表の住民による陳述が行われました。一方、大津市は控訴人請求の却下を主張しています。

## 住民も陳述で地裁判決の問題点を指摘

陳述では、地裁判決文を引用しながら、下記3点について主張を行いました。

- (1) 学園用地排水について、「一次防災管は機能している」という誤認事実を根拠に措置不要で却下とした判決は不当
- (2) 学園北側斜面の地滑り発生の蓋然性を認定しながら、裁量権の逸脱の観点から、**安全措置不要としたことは不当**
- (3) 住民の実質的な安全措置が取られる判決を求める

また、裁量権の逸脱の観点では、住民陳述に加えて仰木の里弁護団の行政法学者より意見書も提出し、過去の大阪高裁、及び、全国の判例に照らしても”**権限の不行使は違法**”と考えられることも強く主張されています。

## 高裁での裁判進行について

今後の裁判進行ですが、高裁審理が地裁判決を踏まえて行われる事、大津市が学園用地の地滑り危険等への指摘に対して、これまで特段の反論を行っていない事を踏まえると、2018年度内で結審する可能性もあります。裁判の経過・見通しにつきましては、まち連学習会・各自治会を通じて継続してお知らせをしていきますので、よろしくお願い致します。

## まち連学習会の開催について

まち連では、2018年1月に学習会を行います。内容は、高裁での審理状況と、判決まで見据えた今後の流れをご説明する予定です。ご参加の程、よろしくお願い致します。

日時：2018年1月28日(日) 14:00-16:00  
会場：仰木の里支所3F 大会議室



まち連だより



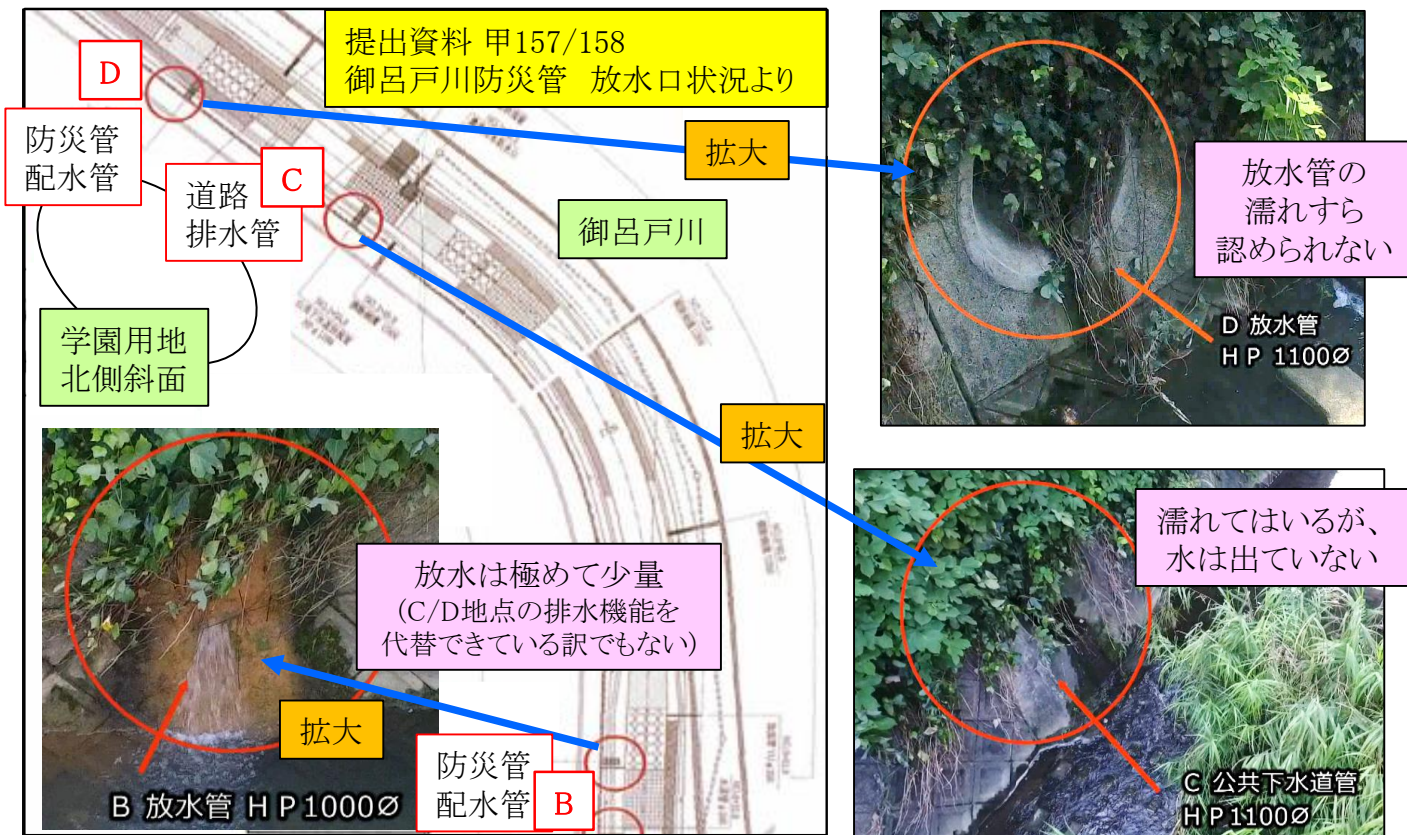
2018年  
高裁審理号



まち連HP

# 学園用地排水を受け持つ一次防災管は機能せず ～控訴人陳述で地裁判決の問題点を指摘～

大津地裁の却下判決の拠り所となった「一次防災管は機能している」という判断について、まち連での定点観測を踏まえた反論が控訴人陳述で行われました。御呂戸川の排水管をドローン撮影した動画によれば、一次防災管で学園用地の地下水排水を全て担う構造でありながら、降雨直後であっても学園斜面地側の排水管(下図D)から水が出ていないどころか、濡れすら認められない事実を説明されると、裁判官が投影動画を身を乗り出して確認する場面もありました。排水管から水が出ないということは、学園用地地盤に水を溜め込んでいることが推定されます。地滑り防止のために建築時に義務付けられた排水機構の整備が行われていない事は本裁判の最重要論点であり、高裁判断に正確に反映して欲しいと考えます。



お知らせ

## 建築裁判・控訴審日程

日時：2018年2月19日(月)11時00分、場所：大阪高等裁判所

### まち連顧問弁護団による法律相談

京都第一法律事務所：  
弁護士 飯田 昭、寺本 憲治、電話 0120-454-489  
渡辺・玉村法律事務所：  
弁護士 玉村 匡、竹中由佳理、電話 075-223-6161

けやき法律事務所：  
弁護士 浅井 亮、電話 075-211-4643  
古家野法律事務所：  
弁護士 東岡 由希子、電話 075-223-2788

※ 仰木の里住民である旨をお伝え頂く事で初回無料で法律相談を受けられます。